

4. 報告事項

(3) モデル調査について

(3) モデル調査について

- ・一次募集の採択について P 2 2 参照

- ・二次募集の開始

地域福利増進事業のモデル調査の二次募集（P. 2 5 参照）を行っております。

応募期限： 令和元年7月31日（水）12：00必着

所有者不明土地法の円滑な運用に向けた地域支援（モデル調査）

- 平成30年6月に成立した「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」の円滑な運用のため、地域福利増進事業等に係るモデル的な取組について、事業を実施したいと考える者による所有者の探索、事業計画の策定、関係者との調整、専門家の派遣等に要する経費を支援
- 支援した事例を通じて、事業化のノウハウ、関係者の役割分担等についての取組の成果を国で分析・整理し、他地域への普及・横展開を促進

第1次公募採択4件

調査地域		応募主体	調査概要
千葉県 八千代市	自治会		<ul style="list-style-type: none"> 土地区画整理事業により換地された土地の一部に所有者不明土地があり、管理不全の状態。 地区内には自治会所有の集会所がないことから、当該所有者不明土地を活用した地域福利増進事業による集会所（公民館に類似する施設）の整備・適正管理を検討。
新潟県 南蒲原郡 田上町	一般社団法人 （福祉関係）		<ul style="list-style-type: none"> 竹が繁茂するなど、管理不全の状態となっている所有者不明土地について、竹林を活かした地域住民の交流の場・福祉団体の活動の場等としての活用に向け、地域福利増進事業による公園や広場等の整備・適正管理を検討。
長野県 上田市	一般社団法人 （まちづくり関係）		<ul style="list-style-type: none"> 市内の里山集落内に点在する所有者不明土地が管理不全の状態で、観光地における景観上の阻害要因等になっていることから、地域福利増進事業による公園や広場等の整備・適正管理を検討。
兵庫県 川西市	個人 （土地所有者）		<ul style="list-style-type: none"> 応募者所有地の隣接地の所有者が不明で、20年以上前に発生した火災の瓦礫が放置され、雑草繁茂や不法投棄、強風・豪雨等に伴う近隣への悪影響が発生。 地域の防災性の向上、生活環境の向上等を図るため、当該所有者不明土地について、地域福利増進事業による防災空地や地域の菜園（公園）等の整備・適正管理を検討。

（参考）第2次公募実施中

公募期間：令和元年6月14日（金）～7月31日（水）12:00

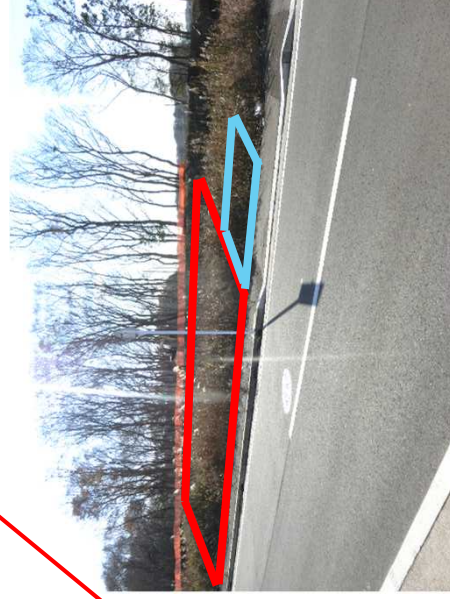
募集要領等：http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo02_hh_000124.html

地域福利増進事業検討事例(千葉県八千代市／集会所)

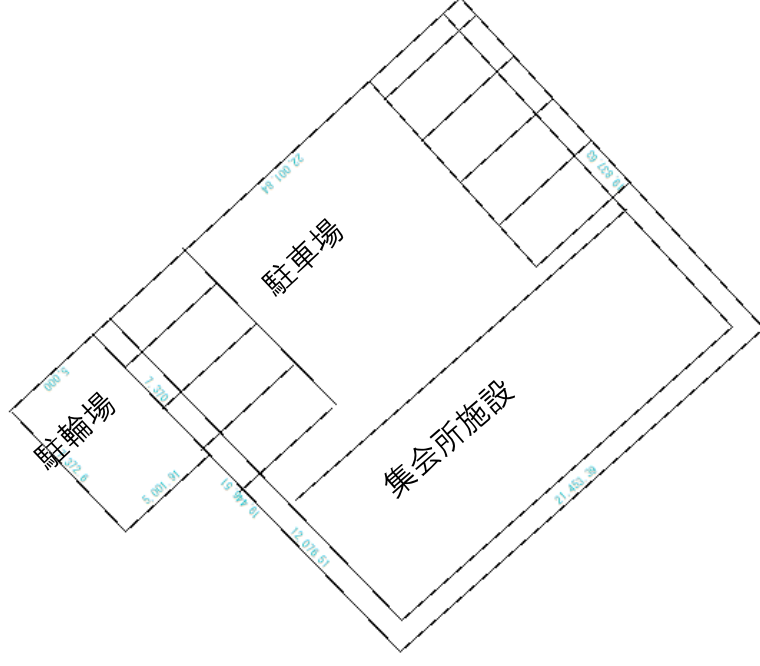
- ・新規の住宅建設が進み、新たなコミュニティが形成されつつあることから、自治会活動の拠点となる集会所の整備を自治会で決議・積立を開始し、候補地の検討を進めているところ。
- ・その候補地の一つとして、地区内に所有者不明のまま換地処分がなされた土地があり、管理不全の状態が続いていることから、今般、地域福利増進事業の活用による集会所の整備を検討。
- ・現在、自治会において、所有者不明土地法第39条第2項に基づく固定資産課税情報の提供申請の準備を進めているところ。



〔所有者不明土地①〕
 ・昭和22年の登記(自作農創設特別措置法による売渡し)
 ・名義人の手がかりなし



〔所有者不明土地②〕
 ・船橋市に実在されていた方の名義(既に死去)



土地利用計画(案)

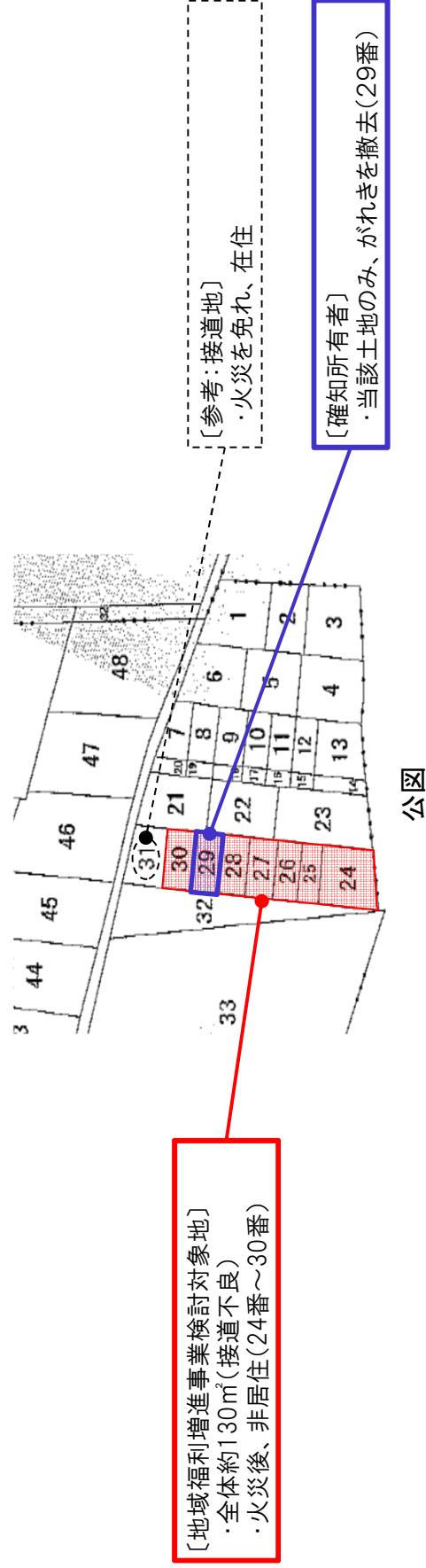
現況写真

地域福利増進事業検討事例（兵庫県川西市／防災空地・地域菜園）

- ・川西市内の同地には、かつて長屋（世帯毎に別所有者）が並んでいたが、火災が発生。ほとんどの住民が所在不明となり、がれきの放置、雑草繁茂・不法投棄のほか、昨年9月の強風・豪雨時にはがれきの一部が散乱するなど、近隣への悪影響が発生。
- ・所在が確認された所有者の一人は市の依頼に応じ、がれきを撤去。隣接地についても是正を目指し、市と協定を結んでいる空き家相談センターの行政書士の支援を受けながら、地域福利増進事業の活用による地域の防災空地・菜園利用等による適正管理・有効活用を検討。



現況写真



令和元年6月14日

土地・建設産業局企画課

所有者不明土地を活用する先進的取組の二次募集を開始！

～NPOや民間事業者等による取組を支援します～

国土交通省では、所有者不明土地法に基づく地域福利増進事業等の実施に向けた取組を支援するため、所有者不明土地の状況把握や利活用等を促進するモデル的な取組の二次提案募集を、本日より開始します。(令和元年7月31日(水)12:00必着)

1. 支援対象となる取組

本年6月に所有者不明土地法が全面施行され、都道府県知事の裁定を受けることで、所有者不明土地を広場・防災空地・購買施設等の地域の福祉や利便の増進のために使うことができる制度(※地域福利増進事業)等が創設されました。※詳細は、別紙「地域福利増進事業パンフレット」をご覧ください。

このような所有者不明土地対策に関し、NPOや民間事業者、地方公共団体等が単独もしくは連携して行っている下記のような先進的な取組に対し、国がその実施に要する費用の一部を国の直轄調査を通じて支援します。

支援を通じて得られた成果を公表し、全国の自治体等への取組の展開を図ることで、所有者不明土地の利用の円滑化、適正管理を促進します。

- ① 地域福利増進事業の実施に係る所有者不明土地等の所有者の探索、有効活用の促進に関する取組
例1) 事業の実施準備のための土地の所有者の探索等(自治体による土地所有者等関連情報の内部利用、民間事業者による情報提供の請求・取得等)
例2) 事業区域の選定、事業計画の策定等
例3) 地域住民・関係権利者の合意形成等
- ② 管理不全の所有者不明土地等の適正管理の促進に関する取組
例) 管理不全となっている所有者不明土地の財産管理人の選任請求の検討等

2. 支援対象者

NPOや民間事業者、地方公共団体等

3. 応募について

(1) 応募期限 : 令和元年7月31日(水) 12:00必着

(2) 応募方法 : 以下の事務局まで、メール等により「応募資料」を提出

※支援対象等の詳細については、別紙の「募集要領」を御確認下さい。

<事務局>三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 公共経営・地域政策部
所在地 : 〒105-8501 東京都港区虎ノ門5-11-2 オランダヒルズ森タワー
電話 : 03-6733-3400 E-mail : fumei2019@murc.jp

4. 選定方法

事務局が設置した学識経験者等で構成する有識者委員会の評価を踏まえ、8月を目処に国土交通省が採択する取組を決定し、応募者全員に結果を通知します。

【問い合わせ先】

国土交通省 土地・建設産業局 企画課 岸、田村

TEL : 03-5253-8111 (内線:30-635) 直通 : 03-5253-8290 FAX : 03-5253-1558